

国立大学法人京都大学教職員給与規程等新旧対照表

改正前	改正後
<p>国立大学法人京都大学教職員給与規程 (平成16年達示第80号)</p> <p>(前略)</p> <p>附則(令和3年達示第51号)</p> <p>第1条～第4条 (略)</p>	<p>附則(令和3年達示第51号)</p> <p>第1条～第4条 (同左)</p> <p>第5条 第1条の規定による改正後の給与規程第31条の規定にかかわらず、令和3年12月1日から令和4年12月1日までの期間における同規程第5条第1項第4号の適用を受ける教員の勤勉手当については、なお従前の例による。</p> <p>第6条 第2条の規定による改正後の国立大学法人京都大学年俸制教職員給与規程第5条の規定にかかわらず、令和3年12月1日から令和4年12月1日までの期間における同規程の適用を受ける年俸制教員の業績一時金については、なお従前の例による。</p> <p>第7条 第4条の規定による改正後の京都大学年俸制教員の評価に関する規程第11条の規定にかかわらず、令和3年12月1日から令和4年12月1日までの期間における同規程の適用を受ける年俸制教員の業績評価については、なお従前の例による。</p>
<p>国立大学法人京都大学年俸制教職員給与規程 (平成27年達示第56号)</p> <p>(前略)</p> <p>附則(令和3年達示第51号)</p> <p>第1条～第4条 (略)</p>	<p>附則(令和3年達示第51号)</p> <p>第1条～第4条 (同左)</p> <p>第5条 第1条の規定による改正後の給与規程第31条の規定にかかわらず、令和3年12月1日から令和4年12月1日までの期間における同規程第5条第1項第4号の適用を受ける教員の勤勉手当については、なお従前の例による。</p> <p>第6条 第2条の規定による改正後の国立大学法人京都大学年俸制教職員給与規程第5条の規定にかかわらず、令和3年12月1日から令和4年12月1日までの期間における同規程の適用を受ける年俸制教員の業績一時金については、なお従前の例による。</p> <p>第7条 第4条の規定による改正後の京都大学年俸制教員の評価に関する規程第11条の規定にかかわらず、令和3年12月1日から令和4年12月1日までの期間における同規程の適用を受ける年俸制教員の業績評価については、なお従前の例による。</p>

改 正 前	改 正 後
<p>京都大学における年俸制教員の評価に関する 規程 (平成27年達示第57号)</p> <p>(前 略)</p> <p>附 則 (令和3年達示第51号)</p> <p>第1条～第4条 (略)</p>	<p>附 則 (令和3年達示第51号)</p> <p>第1条～第4条 (同 左)</p> <p>第5条 第1条の規定による改正後の給与規程第 31条の規定にかかわらず、令和3年12月1日 から令和4年12月1日までの期間における同規 程第5条第1項第4号の適用を受ける教員の勤勉 手当については、なお従前の例による。</p> <p>第6条 第2条の規定による改正後の国立大学法人 京都大学年俸制教員給与規程第5条の規定にかか わらず、令和3年12月1日から令和4年12月 1日までの期間における同規程の適用を受ける年 俸制教員の業績一時金については、なお従前の例 による。</p> <p>第7条 第4条の規定による改正後の京都大学年俸 制教員の評価に関する規程第11条の規定にかか わらず、令和3年12月1日から令和4年12月 1日までの期間における同規程の適用を受ける年 俸制教員の業績評価については、なお従前の例に よる。</p> <p>附 則 この規程は、令和3年10月29日から施行す る。</p>